

1. 電気工事



全出展者 提出必須書類

お申込みプランによって、申込手順（提出書類）が異なります。

●電灯・電力供給申込書

or

●スマート装飾プラン
(パッケージブース) 申込書

本申込書は出展者専用ページに掲載しています。

提出先：飯田電機工業（株）

提出先：（株）昭栄美術

提出期限：2022 年 1 月 14 日（金）

提出期限：2022 年 1 月 14 日（金）

※スマート装飾プラン（パッケージブース）をお申込みの方は「電灯・電力供給申込書」を提出する必要はありません。

基礎ブース

開閉器（ブレーカー）1箇所のみブースに含まれます。
※分電盤・コンセント等は各社で手配ください。

「電灯・電力供給申込書」を
飯田電機工業（株）へ提出

※「電灯・電力供給申込書」は、
電気を使用しない出展者も
「電気を使用しない」欄にチェック
をして必ず提出してください。

スマート装飾プラン
(パッケージブース)

一部電気工事費・使用料を
含んだプランです。

（出展者専用ページ内）
提出書類専用ページの
「パッケージブース」より申込

詳細は別冊「展示ブースの装飾・スマート装飾プラン（パッケージブース）のご案内」を参照。

※スマート装飾プラン（パッケージブース）をお申込みの方は「電灯・電力供給申込書」を提出する必要はありません。

(1) 電気幹線工事担当会社

事務局が行う電気幹線工事は飯田電機工業（株）が担当します。申込手続きおよび電力事情等について不明な点がございましたら飯田電機工業（株）にお問合せください。

(2) 展示場内の一般照明

展示場の一般天井照明の平均照度は 500 ルクスです。

出展物の展示および展示施設の設営にあたっては、これを考慮のうえ工事を行ってください。

(3) 電気使用申込み手続き

①基礎ブース：「電灯・電力供給申込書」を飯田電機工業（株）へ提出。

※電気を使用しない場合も「電気を使用しない」欄にチェックをして必ずご提出ください。

②スマート装飾プラン（パッケージブース）：（出展者専用ページ内）提出書類専用ページの「パッケージブース」よりお申込みください。

※スマート装飾プラン（パッケージブース）をお申込みの方は「電灯・電力供給申込書」を提出する必要はありません。

※指定期日までに上記提出がない場合は所要電力計画に含まれないため電力の供給ができません。また、会場全体への電力供給に関わるため、送電開始（3月7日（月）9：00 予定）後の電気容量の変更はできません。



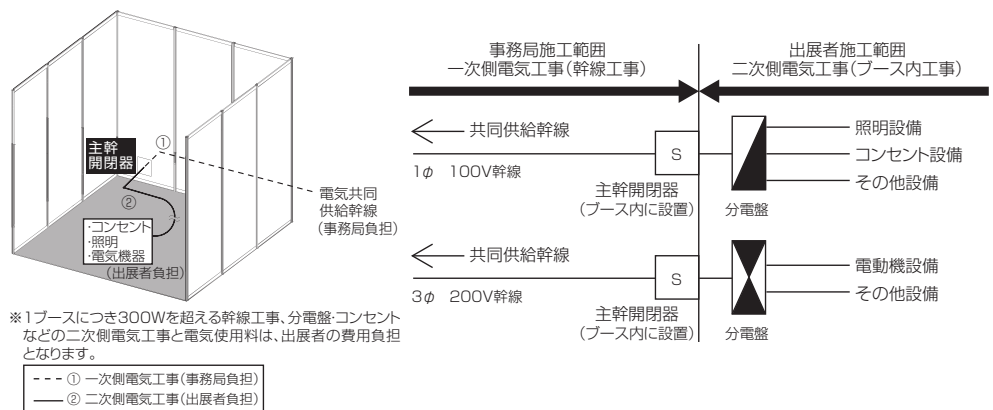
(4) 電気工事

<事務局が行う電気工事>

- ・事務局では「基礎ブース」におけるサービスとして、交流単相 100V、1 ブースにつき 300W までの一次側電気工事（幹線工事）（下記図参照）を行います。
事務局より各出展者のブースまで配線し、主幹開閉器（ブレーカー）をつけてお渡しします。
- ・2 ブース以上の場合も、原則として主幹開閉器（ブレーカー）は 1 箇所となります。
事務局が行う電気工事は飯田電機工業（株）が担当します。

<出展者側で行う電気工事>

事務局が設置した主幹開閉器（ブレーカー）以降の二次側電気工事（ブース内工事）は、出展者の手配で準備してください。分電盤、コンセントなどの二次側電気工事にかかる費用と電気使用料は出展者の負担となります。



[一次側電気工事（幹線工事）について]

- ※ 1 ブースにつき 300W を超える一次側電気工事（幹線工事）が必要な場合は、P.34 の「(5) 電気の供給限度と工事負担」をご参照ください。
- ※ 「スマート装飾プラン（パッケージブース）」では、1 ブースにつき 300W を超える一次側電気工事（幹線工事）や二次側電気工事（ブース内工事）、電気使用料（上限あり）、その他装飾がパッケージされたサービスをご用意しています。
- ※ 交流単相 200V、交流三相 200V を希望する場合は、1.0kW からのご用意となります。

(5) 電気の供給限度と工事負担

交流単相 100V、1 ブースにつき 300W までの一次側幹線工事は事務局負担にて行います。供給限度を超えて電力を使用する場合の幹線工事は、下記の通り出展者の負担となります。

- ※ 「基礎ブース」で引き渡した出展者は、交流単相 100V、1 ブースにつき 300W の供給容量を差引き算出します。
- ※ 「スマート装飾プラン（パッケージブース）」で引き渡した出展者は、各プランの供給容量を差引き算出します。

幹線工事料金（税込） 交流単相 100/200V、交流三相 200V

差引容量	料金（税込）	差引容量	料金（税込）
1.0kW まで	7,700 円	4.0kW まで	30,800 円
2.0kW まで	15,400 円	5.0kW まで	38,500 円
3.0kW まで	23,100 円	以降 1.0kW 増毎に	7,700 円

(6) 電気使用料金

電気使用料金は下記の通りお申込みワット数より算出されます。
※スマート装飾プラン（パッケージブース）であっても供給容量を超える電気を使用した場合は電気使用料金が発生します。

電気使用料金	1,980 円（税込）／1 kW（搬入日 1 日 + 会期 4 日間）
--------	-------------------------------------

(7) 電気工事・電気使用料 支払い方法

- ・電気工事料金および電気使用料金は、本展開催終了後、飯田電機工業（株）より請求します。内容をご確認のうえ、直接お支払いください。
- ・海外出展者や料金が少額の場合は飯田電機工業（株） が会期中に出展ブースに伺います。会期中に現金でお支払いいただくことも可能です。

(8) 電気方式

供給電気方式は下記の通りです。下記以外の特殊電圧は供給できませんのでご注意ください。

種類
交流単相／ 100V ／ 50 Hz
交流単相／ 200V ／ 50 Hz
交流三相／ 200V ／ 50 Hz

(9) 電気工事施工上の注意

- ① 電気工事を行うすべての作業者は、作業中必ず電気工事士法に基づく電気工事士等の免状を携帯してください。
- ② 電気用品は経済産業大臣の型式承認を受けたマーク入りのものを使用してください。
- ③ ネオン・フラッシュの使用は禁止します。
- ④ ブース内の電気設備のスイッチには必ず漏電ブレーカーを使用してください。
- ⑤ 100 V 電気設備工事では、1 台が 15 A 以上の器具の配線は 1 回路ごとに分岐し、その他は 15 A 以下ごとに分岐スイッチを設けてください。
- ⑥ 照明器具や機器の配線に際しては、F ケーブル以上の電線を使用してください。コードの流し引きや接続器なしにコードを接続しないでください。
- ⑦ 白熱電灯や抵抗器など発熱する機器は、可燃材と接触したり、可燃物を加熱したりする恐れのないようにしてください。また、来場者に危険がおよばないよう機器の配線に注意してください。
- ⑧ 電気工事検査は経済産業省令電気設備技術基準および火災予防条例に照らし実施します。
- ⑨ 施工にあたっては人体または財物の損傷、その他事故防止に注意を払ってください。特に感電事故や火災には十分注意してください。
- ⑩ 出展者側で施工するブース内の電気工事はすべて会期前までに完了してください。会期中の電気配線工事は認められません。
- ⑪ 施工中・撤去中にコンセントを使用する際は、会場内の仮設分電盤コンセントをご使用ください。
- ⑫ 電気設備の取扱い及び管理について
 - ・ドラムリールは絶対に巻いたまま使用しないでください。
 - ・ドラムリールの定格電流を必ず確認のうえ、使用してください(本体のシールに記載)。



(10) 場内への変圧器の持込み

異電圧を必要とする機器の実演のために、変圧器（対トランス他）等を設置する場合、電気事業法、消防法などの関連法規規制があります。所轄の消防署や電気主任技術者から、機器の構造・設置位置・電気容量・消火設備等について指導を行っております。事前に設置場所について装飾会社や電気工事会社と打合せを行ってください。なお、規制内容等の詳細については**飯田電機工業（株）**へ直接お問合せください。

(11) ブース内への電気供給期間

期日	電気供給期間
3 / 7 (月)	9:00 送電開始 (予定)
3 / 11 (金)	17:00 送電停止

※送電開始時間より前に機械の調整／試運転のために電気供給を必要とする場合は可能な範囲で供給しますので、「**電灯・電力供給申込書**」に、その旨お書き添えください。

(12) 保護装置

電源異常および事故による停電や電圧降下により、実演上の支障や装置等の損傷が生じた場合、事務局ではその責任を負いません。出展者は事故防止のため十分な保護装置を施してください。

(13) 漏電ブレーカー

水回りで電気を使用する場合、水と電気を使用する機械などは、機器容量に合致した漏電ブレーカーを分電盤の主幹開閉器または分岐開閉器にとりつけてください。

(14) 開催期間中の保守

開催期間中は電気保守要員が会場内に常駐しております。ブース内で電気事故などが発生した場合はただちに通報してください。

■電気工事に関するよくある質問 (F.A.Q.)

Q：申込容量がわかりません。

A：ブースで使用する電気製品の消費電力を調べ、その合計ワット数が申込容量となります。詳しくは、機器の裏などの表示や仕様書などで確認してください。

Q：一次側電気工事（幹線工事）とは何ですか？

A：会場の電源より各ブースまで電気を供給するための工事です。電気供給は、ブース内にメインスイッチボックスを設置し、スイッチを上げることで送電されます。この工事は、事務局から指定された飯田電機工業（株）が行います。

Q：一次側電気工事（幹線工事）の申込みをすれば、電気器具は使えますか？

A：使用できません。二次側電気工事が必要です。

Q：二次側電気工事（ブース内工事）とは何ですか？

A：一次側電気工事（幹線工事）で設置したメインスイッチボックスから分電盤を設置して、コンセントや照明などを接続する工事です。この工事は、電気工事士資格のある者が行わなければなりません。出展者指定の電気工事会社（装飾会社）でもかまいません。

Q：申込容量を超えて電気を使用した場合どうなりますか？

A：申込んだ容量しか電気は供給されません。それ以上の電気器具を使用した場合は、ブレーカー（分電盤）のスイッチが落ち、ブース内で電気が使えない状態になります。超過している器具をコンセントから外すなどし、申込分の容量にしてからスイッチを戻せば、再び使用できます。このような状況を防止するため、容量を正確に計算してお申込みください（現場での容量の増量は大変難しいです）。

Q：スポットライトを申込んだ場合、個数分のコンセントも申込みが必要ですか？

A：スポットライト分のコンセント申込みは不要です。取付工事、撤去工事が含まれております。ただし、出展者で持込みになったスポットライトにはコンセントの申込が必要です。

Q：スポットライトやコンセントの位置は、自分たちでも動かせますか？

A：危険です。展示会場に**飯田電機工業（株）**の担当者が常駐していますので、同社で設置した器具については、**飯田電機工業（株）**までご依頼ください。ただし、他電気工事会社による施工の場合は、そちらへご依頼ください。

Q：照明器具の種類はありますか？

A：「レンタル備品のご案内」を確認ください。ご案内以外の照明器具をご希望の場合は**飯田電機工業（株）**まで問合せください。

Q：照明はどれくらい設置すれば良いでしょうか？

A：1ブースで、蛍光灯1～2灯、スポットライト4～6灯位が目安です。展示商品やレイアウトにも関係します。展示会場に**飯田電機工業（株）**の受付があるので、実際のブースの明るさなど見てから追加することも可能です。

Q：（海外製品など）220Vは供給可能ですか？

A：会場の電気供給は200Vまでとなります。220Vの電気供給は変圧器（別料金）の設置が必要となります。

Q：（海外製品など）プラグの形式が日本の形式と異なります。

A：プラグの写真をFAXかメールで**飯田電機工業（株）**に送付してください。アダプターを用意しますが、場合によっては有料になります。

Q：見積は出せますか？

A：「電灯・電力供給申込書」に「見積希望」と記入してください。担当者より回答します。

Q：提出期限を過ぎてからの申込内容の変更は可能ですか？

A：会期2週間くらい前までなら変更可能です。ただし、状況によって変更できない場合もあります。

Q：図面の書き方がわかりません。

A：平面図で、ブレーカー（スイッチボックス）の位置や注文の照明器具、コンセントの設置位置等をご記入ください。

Q：ブレーカーや分電盤の大きさはどのくらいですか？

A：容量・回路数によって大きさが異なります。使用容量を確認したうえで、**飯田電機工業（株）**から連絡します。

2. 水道・ガス配管工事

該当者 提出必須書類

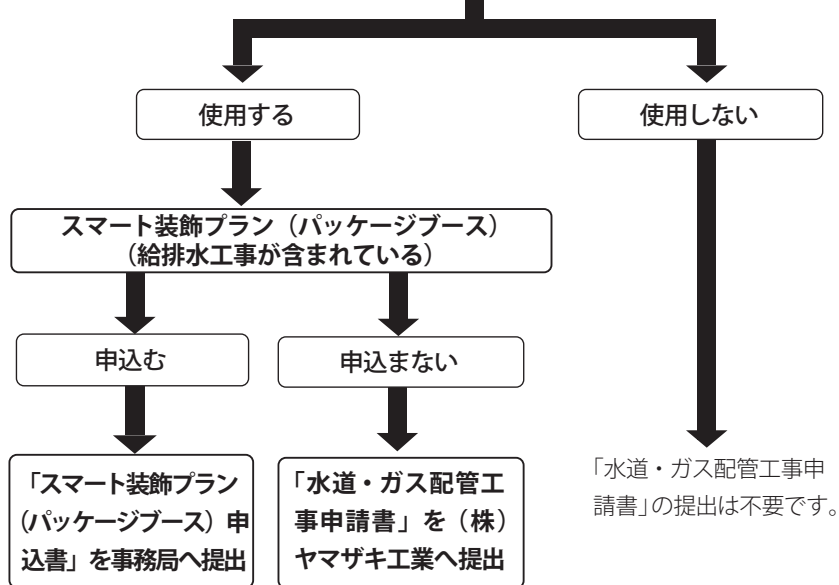
●水道・ガス配管工事申込書

本申込書は出展者専用ページに掲載しています。

提出先：(株)ヤマザキ工業

提出期限：2022 年 1 月 14 日（金）

水道・ガスについて



(1) 水道・ガス配管工事申込手続き

事務局が行う水道・ガスの一次側工事（幹線工事）は（株）ヤマザキ工業が担当します。水道・ガスの配管工事が必要な場合は、「水道・ガス配管工事申込書」を（株）ヤマザキ工業に提出してください。提出期限までにお申込みがない場合は、供給できません。

(2) 水道配管工事

- ① 「水道・ガス配管工事申込書」に、1 日あたりの水道使用量（m³）を明記してください。また、平面図に配管工事内容、設置位置、寸法を記入し、提出書類とともに提出してください。
- ② 給排水一次側工事（幹線工事）の元栓は原則供給管に最も近いブース袖に設置します。元栓位置について特に希望のある場合は、「水道・ガス配管工事申込書」にブース内略図を添付して指示してください。ただし給排水二次側工事（ブース内工事）扱いになります。
- ③ 水道供給時間は、本手引 P.41 を参照してください。



スケジュール

お問合せ先

施設概要・交通案内

搬入スケジュール

ブース装飾工事

設備工事

展示・実演

食品の取扱

裸火・火気・危険物品

各種サービス

集客・広報活動

通関手続・手引き

④ 工事費用は使用料と合わせて、会期終了後に、**(株)ヤマザキ工業**より請求します。

給排水一次側工事（幹線工事）料金（水道使用料金は含みません）

圧力	給／排水管	料金（税込）	内訳
2.0 ～ 4.0kg/cm ² 程度	（給水管） 13mm ～ 20mm （排水管） 40mm ～ 50mm	82,500 円	・ 一次側配管設置費 ・ 給水・排水管（申込口径）各 1 ケ所 ※熱湯排水別途相談 ・ 量水計（メーター）およびバルブ各 1 個
	（給水管） 25mm ～ （排水管） 40mm ～ 50mm	88,000 円～	・ 撤去工事費 ・ ピット清掃負担金 ・ 一次側配管廃棄処理費

水道使用料金（税込）	850 円／ m ³
------------	-----------------------

※給排水二次側工事（ブース内工事）は、各出展者が手配した配管工事会社で行っていただくことも可能です。**(株)ヤマザキ工業**でも承ります。料金等詳細は、各配管工事会社にお問合せください。

(株)ヤマザキ工業が給排水二次側工事（ブース内工事）を行った場合の参考価格※

圧力	給／排水管	料金（税込）	内訳
2.0 ～ 4.0kg/cm ² 程度	（給水管） 13 φ （排水管） 40 φ ～ 50 φ	60,000 円	給水・排水管 各 10m で算出

※料金は配管の位置、距離、工事方法、設計などによって異なりますので、**(株)ヤマザキ工業**へご相談ください。

- ⑤ 食器の洗浄、食材の洗浄にはそれぞれシンクが必要です。
また、シンクで手洗器を兼ねることはできません。
試飲・試食に必要な設備については、本手引き P.49 ～ 50 をご確認ください。

レンタル備品（試飲・試食に必要な設備）

※ レンタル備品についての詳細は **(株)ヤマザキ工業**へお問合せください。

レンタル備品

レンタル備品	料金（税込）
※感染予防対策商品 非接触型自動水栓付 1 槽シンク（60 － 52 －水栓付）	15,400 円
L-5 手洗器（水栓、消毒付）	7,700 円
1 槽シンク（60 － 52 －水栓付）	7,700 円
2 槽シンク（100 － 60 －水栓 2 付）	12,100 円
電気温水器（単 100V ／ 1kW）	14,300 円

<水道配管における注意事項>

- ① 電気ピットへの配管工事は禁止しておりますのでご注意ください。
- ② やむを得ず配管がブース内や通路を横断する場合がありますのであらかじめご了承ください。二次側配管工事（ブース内工事）は安全管理上、床上下ろがし配管のみとなります。
- ③ 防火設備の障害および来場者のつまずき事故などが発生しないよう、施工、養生は注意して行ってください。



- ④ 施工にあたっては、電気との絶縁、人体・財物への損傷など、事故防止に万全の注意を払ってください。
- ⑤ 熱湯排水は原則不可となります。熱湯排水（60℃以上）をする場合は、「**水道・ガス配管工事申込書**」の熱湯排水「有」に○をつけてください。
- ⑥ 多量の水道・水圧が必要な場合は、自己負担で加圧装置等を設置してください。加圧装置等を利用する場合は「**水道・ガス配管工事申込書**」に加圧装置使用希望の有無をお書き添えください。
- ⑦ 排水設備（ピット）のみの利用は禁止しています。
断りなく使用した場合に生じた事故について事務局は一切の責任を負いません。
ただし、事前にお申込みされた場合、有料で排水のみ使用する事も可能です。
会期終了後、該当ピットの清掃料を請求します。
- ⑧ 排水設備に残飯、固形物、油、薬品、悪臭を放つ汚水、実演のため生じた廃油等を廃棄することを強く禁止します。排水設備が汚損され、つまりや逆流等の原因になります。
- ⑨ 電気ピット／サブピットへ排水を流すことはできません。
- ⑩ 退館の際はブース内のバルブ（元栓）を毎日必ず閉めてください。

■水道配管工事に関するよくある質問（F.A.Q.）

Q：一次側工事（幹線工事）の位置は何処になりますか？

A：（株）ヤマザキ工業へお問合せいただければ、図面に一次側位置を記載し、FAX等で回答します。

Q：使用量が分からない。

A：使用量欄を空白とし、使用する設備・台数を記入してください。使用量の目安になります。実演・実機等で使用する場合は、供給不足等により実演ができなくなる場合がありますので、正確な使用量を記入してください。

Q：配管サイズが分からない。

A：手洗・シンクを使用する場合は、使用する設備・台数等が分かる様に記入してください。必要最低限のサイズを選定し提案します。実演・実機等で使用する場合は、使用する全ての機器の給水・排水量の確保が可能な配管サイズを記入してください。供給量不足等により実演ができなくなる場合があります。

Q：撤去時に排水のみ使用したい。

A：原則、排水のみの使用はできません。持ち込まれた水は各自持ち帰ってください。

ステージ
スクリーン
ルーム

お問
合せ
先

施
設
概
要
・
通
過
案
内

ス
タ
グ
ス
ク
リ
ン
グ
入
出
ル

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
・
火
気
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
関
手
続
・
入
手
続
き

(3) 都市ガス配管工事

ガス一次側工事（幹線工事）および二次側工事（ブース内工事）ともに（株）キャプティが施工します。

①「水道・ガス配管工事申込書」に、1 時間あたりのガス使用量（kW）を明記してください。

平面図に配管工事内容、設置位置、寸法を記入してください。幹線立上げ位置に希望がある場合は平面図に記載してください。使用するガス器具のカタログ 1 部を申込書とともに（株）ヤマザキ工業に提出してください。

② 工事費用は使用料と合わせて会期終了後に（株）ヤマザキ工業より請求します。
ガス配管工事見積（ガス使用料は含みません）

見積書 内訳	(1) (株)キャプティ見積 ・供給管（申込口径により料金が異なる） ・ガス一次側工事（幹線工事）および二次側工事（ブース内工事）の設営費 ・撤去工事費 ・一次配管廃棄処理 (2) (株)ヤマザキ工業事務手数料 (3) 現場管理費
-----------	---

※ガス使用料金は、日々変動しているため会期直前にお問合せください。

※ガス供給時間については、本手引下表（5）ブース内への水道・ガス供給時間を参照してください。

＜ガス配管における注意事項＞

- ① ガス実演用機器の搬入・設置作業は、**3 月 6 日（日）中に終了**させてください。全出展者の搬入・設置作業が終了していない場合、所轄消防署による査察が受けられず会場全体のガス供給が予定日時に開始できません。
- ② 電気ピットへの配管工事は禁止しておりますのでご注意ください。
- ③ やむを得ず配管がブース内や通路を横断する場合がありますのであらかじめご了承ください。二次側配管工事は安全管理上、床下・床中がし配管のみとなります。
- ④ 防火設備の障害および来場者のつまずき事故などが発生しないよう、施工、養生は注意して行ってください。
- ⑤ ガスの立ち消え等により、会場全体への供給が停止する場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ⑥ 退館の際はブース内のバルブ（元栓）を毎日必ず閉めてください。

注）ガスを使用する場合は、消防署への申請が必要です。「**裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み**」をご提出ください（P.53 参照）

(4) 保護装置（水道・ガス共通）

緊急の供給停止や圧力の変動、低下等により実演上の支障や装置等の損傷等が生じた場合、事務局ではその責任を負いません。出展者は事故防止のため十分な保護装置を施してください。

(5) ブース内への水道・ガス供給時間（予定）

期日	水道供給時間	ガス供給時間
3/7（月）	9：00 供給開始～18：00	消防検査終了後、供給開始～18：00
3/8（火）	9：00～17：00	9：00～17：00
3/9（水）	9：00～17：00	9：00～17：00
3/10（木）	9：00～17：00	9：00～17：00
3/11（金）	9：00～17：00	9：00～16：30

※上記、供給時間以外に供給が必要な場合は、事前に（株）ヤマザキ工業へご相談ください。状況により、対応できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

WEB申込み

■申込方法 下記の OR コードまたは URL から、申込みサイトにアクセスしてください。



※複数の出展ブースをお申込する際は、それぞれ別アカウントを作成してください。

※アカウントIDはシステムで自動採番されます。登録後、メールにて案内します。

※同一メールアドレス / パスワードで複数 ID を作成することができます。

※弊社でお申込確認後、ご請求書を発行します。入金確認後の工事となります。

期日までにご入金をお願い致します。

※申し込みサイトについて不明点がございましたら、**キッセイコムテック(株)**までご連絡ください。

3月7日(月)14:00〔開通予定〕～11日(金)〔会期終了後撤去〕

回線種別	タイプ	単価
専有光回線	専有光回線（ファミリータイプ / 動的 IP アドレス）	88,000 円
	専有光回線（ファミリータイプ / グローバル 1 IP アドレス）※1	105,600 円
WiFi	専有光回線（ファミリー）＋アクセスポイント 1 台 設置 ※2	137,500 円
	オプション A：無線 LAN アクセスポイント追加費用 / 1 台 ※3	49,500 円
	オプション B：配線・撤去費用 / 1 本（部材費込）※3	38,500 円

ブース内にルーターなどの機器を設置するため、設置箇所には電源コンセントをご用意ください。

- ・各種サービスの詳細はキッセイコムテック（株）にお問合せください。
- ・持込端末のサポートはいたしかねます。
- ・キッセイコムテック（株）で提供するインターネット接続サービスは、通信キャリア・プロバイダが提供するベストエフォートサービスを利用しています。そのため回線速度の保証、通信キャリア障害、プロバイダ障害による補償は一切いたしかねます。
- ・お申込みネットワークに接続する持込機器については出展者様でOSアップデート、セキュリティ対策、情報漏洩対策などを十分に行ってください。キッセイコムテック（株）では一切の責任を負いかねます。

※1 グローバル IP は弊社設置のルーターの WAN 側に当てられます。クライアント機器にはローカル IP が当てられます。

※2 接続台数やブースレイアウト、重い通信用途（動画や音声通話など）によっては増設をお勧めする場合がございますので、ご相談ください。

※3 アクセスポイントを追加する際は設置箇所によっては配線作業料金が追加で掛かる場合がありますのでご相談ください。

- ① お申込み頂いた出展者ごとに SSID とアクセスキーを発行します。
- ② ブース内のルーター設置希望位置に、無線 LAN アクセスポイントを 1 台設置します。ルーターから離れた場所へ設置する場合、別途配線費用を頂く場合があります。
- ③ アクセスポイント 1 台あたり、30 端末の接続まで、ブースの広さが 10m 四方までの広さを想定しています。
- ④ 対応無線規格は IEEE802.11a/g の予定です。
- ⑤ 無線 LAN による通信は会場の電波状況に影響を受けるため、他のアクセスポイントからの干渉や輻輳などにより繋がりにくくなる可能性があります。
- ⑥ 2.4GHz 帯 (IEEE802.11g) は干渉や輻輳が発生する可能性が高い傾向にあります。ご利用端末は 5GHz 帯 (IEEE802.11a) に対応している機器をご用意されることを強くお勧めいたします。
- ⑦ 持込端末によっては、機器との相性により接続できない場合があります。
- ⑧ WiFi サービスを利用する出展者は、モバイル WiFi やスマートフォンのテザリング機能を利用しないでください。通信障害や輻輳の原因になります。

お申込み後のキャンセルの場合

弊社がご連絡を受理した時点で発生している、作業費・外注費を実費で請求させていただきます。

なお、返金処理で発生する手数料は、お客様ご負担にてお願いしております。

※上記対応は状況に応じて変更になる場合がございます。予めご了承ください。

4. 臨時電話・FAX 回線 (アナログ 回線)



会期中にインターネット／臨時電話／ FAX 回線の架設をご希望の出展社は、提出期日までに WEB からの申込みをお願いします。

■申込み方法 下記の OR コードまたは URL から、申込みサイトにアクセスしてください。

申込 QR コード：



申込 URL: <https://entry.mice-net.jp/ex/142/reg>

※複数の出展ブースをお申込する際は、それぞれ別アカウントを作成してください。

※アカウント ID はシステムで自動採番されます。登録後メールにてご案内します。

※同一メールアドレス / パスワードで複数 ID を作成することができます。

※弊社でお申込確認後、ご請求書を発行します。入金確認後の工事となります。

期日までにご入金をお願い致します。

※電話番号は後日通知します。

※申し込みサイトについて不明点がございましたら、**キッセイコムテック (株)** までご連絡ください。

(1) 提供期間

3 月 7 日 (月) 14 : 00 [開通予定] ~ 11 日 (金) [会期終了後撤去]

(2) 回線設置料金 (税込)

臨時電話・FAX 回線	22,000 円
-------------	----------

※取付工事費、電話機 (またはモジュージャックまで)、基本料、国内通話料 (5,500 円 (税込) まで) を含みます。

※国際電話料金は、会期終了後別途請求します。

※電話機を破損・紛失した場合は、費用を別途請求します。

※電話機に保留、転送機能はありません。 ※ FAX 機本体は含みません。

お申込み後のキャンセルの場合

弊社がご連絡を受理した時点で発生している、作業費・外注費を実費で請求させていただきます。

なお、返金処理で発生する手数料は、お客様ご負担にてお願いしております。

※上記対応は状況に応じて変更になる場合がございます。予めご了承ください。

スケ
ジュー
ム

お
問
合
せ
先

施
設
概
要

搬
入
シ
ュ
ー
ル

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
気
・
火
災
・
火
災
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
関
手
続
・
輸
入
・
輸
出

1. 出展物

- (1) 出展物は、展示会の開催趣旨、目的に添い、かつ事前に事務局の承諾を得た品目とします。
- (2) 次の各号に該当する物は、出展を禁止します。
 - ① 輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法禁物
 - ② 引火性、爆発性または放射性危険物
 - ③ 工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物
 - ④ 裸火を使用する物（ただし、所轄消防署の許可を受けた場合を除く）
 - ⑤ 事務局の事前の承諾を得られなかった物
 - ⑥ 所轄行政庁より指示・勧告のあった物
 - ⑦ その他関連法令に抵触するおそれがある物および公序良俗に反する物
- (3) 前項に該当する以外の物でも、展示会の正常な運営に支障をきたす恐れがあると認められる物については、出展前はもとより出展中にあっても、その出展を規制または禁止させていただくことがあります。
- (4) 事務局は、出展者が、本出展申込みの前後を問わず本条（2）（3）により禁止された物もしくは規制された物を出展していた場合には、出展者に対し、当該出展物の展示の取りやめ、もしくは当該規制に従うよう通知しますので、通知を受けた出展者は、この通知後即時に、当該出展物の出展の取りやめもしくは規制に従っていただきます。
- (5) ① 前項において、出展者が事務局の指示に従わない場合、出展者は、事務局に対し、違約金として当該出展ブース料の3倍に相当する金員を即時に支払うとともに、事務局は、当該出展者の費用により、当該出展者に代わって当該出展物の撤去その他しかるべき措置を取ることができます。これにつき出展者は、事務局に対し、一切の責任追及を行わないものとさせていただきます。
- ② 出展者は前号のことをあらかじめ了解のうえ、本出展申込みをすることとし、将来この点についての異議は一切受け付けません。
- (6) 外国貨物を出展する場合は、所定の通関手続きをとり出展するようにしてください。
※外国貨物を輸入展示する場合は、12. 輸出入・通関手続き（外国貨物）（P.69）を参照してください。

2. 新アイデア
製品の出展と
特許庁への
申請

新アイデアを利用した製品は、展示会会期前（出展前）の時点で特許庁へ出願をしてください。

平成24年4月1日より、特許法（第30条：発明の新規性の喪失の例外）および商標法（第9条：出願時の特例）の法改正が施行され、博覧会指定制度が撤廃されました。

この法改正により、「特許庁長官による指示を受けずとも、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公となった発明について（内外国特許広報等に記載されたことにより公となったものを除く）は、従来通り新規性喪失の例外規定の適用を受ける」ことができます。これにより本適用を受ける際の出展証明については、原則、出願人（出展者）自身が作成した証明書だけで出展事実の証明力が認められることになりました。事務局からの出展証明書は必須書類ではなくなりました。

3. 禁止事項

- (1) ブース内における営利・金銭収入を目的とした即売行為、それに伴う商品の特売表示（POP等）を固く禁じます。
- (2) サンプル・チラシ等の配布および試飲・試食を自社ブース外で行なうことを禁止します。
- (3) 来場者および他の出展者に**迷惑となる行為、物品の持ち込み（騒音・不潔・悪臭・パフォーマンス等）**を禁止します。
- (4) 出展ブース内に夜間常駐することを禁止します。
- (5) 自社ブース外の通路・裏側に荷物を置くことを禁じます。事務局による注意に従わない場合は、事務局にて荷物を撤去させていただきます。本撤去によって生じた破損・紛失などについては事務局では一切責任を負いません。また、撤去に要した費用については、別途当該出展者に請求します。
- (6) **展示会場内への動物の持ち込みは禁止します。**
- (7) 着ぐるみマスコット等のブース外でのPR・パフォーマンスを禁止します。
- (8) 無人での出展ブース運営の禁止。ただし、天災地変、病疫、感染症、ストライキ、交通機関の遅延、社会不安その他の不可抗力および出展者の責めに帰しえない原因によりやむを得ず無人での出展ブース運営を希望する場合であって、展示会会期初日の二日前までに主催者の承認を得た時は、この限りではない。

4. 展示製品および貴重品の管理

出展関係者は、展示期間中、事務局指定の出展者バッジを着用し、必ずブース内に常駐し、来場者との対応、出展物の管理にあたってください。

事務局では警備会社と契約し、会場全体の管理を行ないますが、ブース内の展示製品、パソコン、名刺、貴重品等については、出展者の管理になります。

各ブースの責任者は、自社ブース内の安全を確認のうえお帰りください。

5. 写真・ビデオ撮影

- (1) **当該出展者の許可なく、出展物の写真撮影、ビデオ撮影、模写、測定、型取り等を行うことを禁止します。**
- (2) 自社ブースを自社スタッフが撮影する場合は、来場者の迷惑にならないようにしてください。開催時間前・後に撮影を行う場合は、あらかじめ事務局に「早出届」・「残業届」を提出してください。
- (3) 事務局の撮影班および事務局が認めた報道機関は「プレスバッジ」を着用しております。差し支えない範囲でご協力ください。

6. マイク使用許可・音響装置と音量規制



- (1) **マイク使用許可（事前申請）**
マイクを使用した商品説明は、会場内の騒音防止のため原則禁止します。
ただし、事務局が提示する条件を満たす場合に限り、マイクの使用禁止を部分的に解除します。下記条件を確認のうえ、「**マイク使用許可申請書**」を提出期限までに**事務局**に提出してください。下記に違反した場合、マイクの使用は一切できません。

<マイク使用の条件>

- ① ブース内のマイクの使用目的は、セミナーもしくは商品プレゼンテーションに限る。
- ② 「**マイク使用許可申請書**」を必ず期日までに**事務局**に提出する。
- ③ ブース内のマイク用スピーカーを内側に向けて設置する。
- ④ 音量がブース前面2mから計測し、70 デシベル以下にする。70 デシベルを超えたり、近隣の出展者や来場者よりクレームがあった場合は、事務局の指示に従い、ただちに音量をさげる。

スタッフ
スケジュール

お問
合せ
先

施設
概要
案内

搬入
スケジュール

ブース
装飾
工事

設備
工事

展示・
実演

食品
の取
扱

裸火・
危険
物品

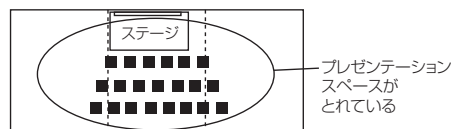
各種
サービス

集客・
広報
活動

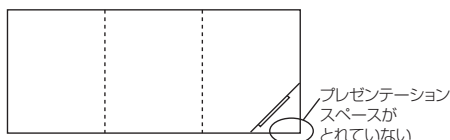
通輸
関連
手入
続
き

- ⑤マイクの使用が近隣の出展者と重複する場合は、当事者間で時間調整をする。
- ⑥ブース内にプレゼンテーションスペース（プレゼンター、聴講者席を含む6席以上）を確保する。
- ※席無しでスペース確保のみのプレゼンテーションはマイク使用を禁止します。
- ※ 通路使用を前提としたプレゼンテーションは禁止します。

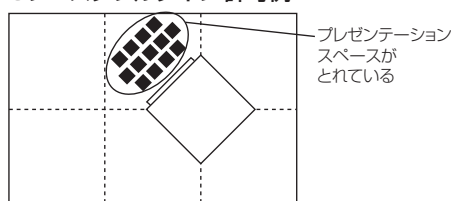
3ブースシングルタイプ:許可例



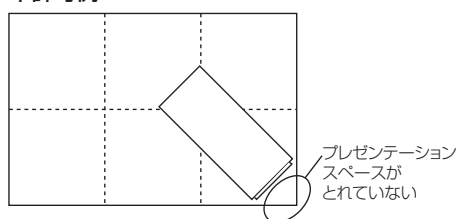
不許可例



6ブースダブルタイプ:許可例



不許可例



(2) AV 機器の音量規制

AV 機器の音量も、ブース前面 2 mから計測し、70 デシベル以下にしてください。70 デシベル以下の音量でも、近隣の出展者の迷惑にならないよう、極力音量を抑えるようにしてください。また、別途スピーカーを設置する場合は必ずブース内側に向け設置してください。

(3) 生演奏の禁止

館内におけるダンス・歌・大音量によりパフォーマンスの生演奏を禁止します。

7. RFIDおよび無線を使用した実演について

展示デモンストレーションにおいて RFID 等の無線を利用した機器・設備・システム等を使用・作動させる場合には、**各社の使用状況により混信が予想され良好な作動環境が得られない可能性がありますのであらかじめご承知おきください。**

8. 音楽著作権

展示会場において、音楽を下記の方法にて使用する場合は、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）への事前の使用許諾手続きが必要となります。

詳細については下記ホームページを参照ください。

(<http://www.jasrac.or.jp/index.html>)

- (1) 放送による使用…放送受信・イベント用放送など
- (2) 複製による使用…テープ・ビデオなどの新規作成・複製など
- (3) 録音物（CD・MD など）の再生使用…BGM 使用・ショーパフォーマンスなど
- (4) 上映による使用…ビデオ・DVD などの上映

<上記 (1)・(2) 問合せ先>

一般社団法人 日本音楽著作権協会（本部）

電話：03（3481）2121（大代表）

<上記 (3)・(4) 問合せ先>

一般社団法人 日本音楽著作権協会 東京イベント・コンサート支部

電話：03（5157）1162 FAX：03（3503）5552

注）日本の音楽著作権は、概ね一般社団法人日本音楽著作権協会が管理しているため、同団体の連絡先を記載していますが、他の団体が管理しているものについては、該当の団体へ手続きください。

9. 呼出し放送

会期中、外部からの呼出し等の場内放送は、商談の妨げとなるため原則行いません。
自社のブース内に臨時電話を設置するか、携帯電話等の連絡手段を事前にご確認ください。

10. 廃棄物の処理

- (1) 施工・解体で発生する装飾資材等の廃棄物は出展者の責任で必ずお持ち帰りください。
- (2) 放置廃棄物を発見した場合、事務局が処理に要した実費を当該出展者に請求します。
本請求書受領後は、ただちにお支払ください。
- (3) 会期中、実演等で使用した廃油は会場内のピットや配水管等には捨てないでください。
指定された場所に必ず廃棄してください。
- (4) 会期中、商談ゴミを捨てる際は、**ゴミ袋の口をしっかりと結ぶなど完全に密閉**し、ホール内の指定場所まで直接お持ちください。

11. 原状回復

出展者が会場内に工作を施した場合および会場内諸設備を損傷した場合は、
2022年3月11日(金) 22:00までに完全に原状回復してください。回復が十分でない場合
や期間内に回復が行われない場合は、事務局が代わって任意にこれを処理します。その際
に要した費用は当該出展者の負担となります。

12. 実演に関する 諸注意

- (1) 出展者が来場者に 食品サンプルを配布したり、試飲・試食をしたりする場合は、P.49
～ P.52 の「食品の取扱」をご覧ください。
- (2) 実演のための水道・ガスの利用については、P.38 ～ P.41「水道・ガス配管工事」をご
覧ください。
- (3) 実演のための火気器具の使用については、P.53 ～ P.58「裸火(火気)の使用および危
険物品の持ち込み」をご覧ください。
- (4) 出展物の実演に伴って発生する恐れのある危険や騒音・臭気・振動等には万全の防止策
を講じてください。振動を伴う機械で、実演を行う場合は、防音装置を設け、建物に
直接動荷重が加わらないようにしてください。また、実演において大きな噴出音など
が断続的に発生する場合も防音対策を施し、周りの出展者に配慮してください。
- (5) 事務局は、会場の保全、管理、秩序維持、公衆安全に支障があると認められる実演につ
いては、出展者に必要な対策をお願いすることがあります。必要な対策がとられない
場合は、実演の制限または中止を求めることがあります。

スタ
グ
ジ
ュ
ー
ル
ム

お
問
合
せ
先

施
設
概
要
・
交
通
案
内

ス
タ
グ
ジ
ュ
ー
ル
ム

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
火
気
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
関
手
続
・
入
手
続
き

1. 食品の取扱
フロー

全出展者 提出必須書類

食品の取扱の有無に関わらずご提出ください

●食品取扱届

本届は出展者専用ページに掲載しています。

提出先：(株)昭栄美術

提出期限：2022年1月14日(金)

① 試飲・試食、食品サンプルの配布等を行いますか？

行います

行いません 展示のみです

無料で提供

即売・営業行為
禁止
(P50参照)

「食品取扱届」を提出

※試飲・試食、食品サンプルの配布を行う場合は、
ブース内図面(試飲・試食場所、設置位置明記)を1部添付

② 試飲・試食方法について

試飲・試食、食品サンプルの提供は必ずブース内で行ってください。

通路、共有スペースなど自社ブース外での提供は禁止します。

必要に応じて適切な温度管理を行ってください。

試飲・試食、食品サンプルの提供品は個包装を推奨します。

A

製品(試供品)を
配布する

包装・容器を開封せず直接配布

例)
お菓子の小袋をサンプリング

B

製品(試供品)を
他の容器に取分ける

包装・容器を開封し取分け

B-1

例)
酒の試飲(使い捨てカップ)
使い捨て容器を使用して
試飲・試食を行う
(紙皿、プラカップ、プラフォーク等)

B-2

例)
酒の試飲(グラス)
食器を使用して
試飲・試食を行う
(コップや食器等を洗浄して不特定
多数の人が利用する
製品のカット・加熱などの調理行
為には行わない)

C

製品(試供品)を
調理する

カット、加熱、煮沸等の調理

C-1

例)
チーズをカットして試食
切り分けて
試飲・試食を行う

C-2

例)
天ぷらを揚げて試食
調理して
試飲・試食を行う
(蒸す、焼く、揚げる、煮る等)

※上記A B Cのパターンに基づき、P.50に記載の必要な設備を用意してください。

衛生面での食中毒等の事故および試飲・試食に伴うけが・トラブルなどに関して、
事務局では一切の責任を負いません。出展者の責任において、必要な設備・措置を講じてください。保健所への申請は、出展者単位では無く、展示会として事務局で一括で申請します。
1社の変更や遅延が全体の規制に関わりますので、提出期限厳守で申請ください。

2. 必要な設備

種類	展示の内容	設 備							
		二槽シンク	一槽シンク	湯沸し器	手洗い専用シンク	手指消毒剤	冷凍冷蔵庫	ふた付食器ケース*1	ふた付ごみ箱
試飲・試食	A 製品（試供品）を配布する （包装・容器を開封せず直接配付）	－	－	－	－	○	※	－	○
	B -1 製品（試供品）を他の容器に取分ける （使い捨て容器を使用しての試食・試飲）	－	－	－	○	○	※	※	○
	B -2 製品（試供品）を他の容器に取分ける （食器類を使用しての試食・試飲）	－	○	※	○	○	※	○	○
	C -1 切り分けて試飲・試食を行う （一つの食材を複数に切り分けて試飲・試食）	－	○	※	○	○	※	○	○
	C -2 調理して試飲・試食を行う （蒸す、焼く、揚げる、煮る等の調理をして試飲・試食）	○	－	※	○	○	※	○	○

「○：必要」、「－：不要」、「※：取扱食材に応じて必要」

*1 衛生上、食器ケースは必ず「ふた付」の収納ケースとしてください（プラスチック可）。

※ 上記以外にも必要な設備・備品がありますので申請時に必ず確認してください。

※ 食品取扱および試飲・飲食についての解釈、シンク等の設備要件の判断は、必ず事前に「2. お問合せ先一覧」（P.3）の（株）昭栄美術にお問合せください。

3. 即売・営業行為の禁止

本展示会では、**営利・金銭収入を目的とした販売行為（即売、特売表示・POP等）は禁止しております。**発見した場合、事務局より当該規定に従うよう通知しますので、通知後即時、規定に従っていただきます。

4. 試飲・試食の制限

試飲・試食およびパンフレットやサンプルの配布を自社ブース外（通路、共有スペースなど）で行うことを禁止します。

スケジュール

お問合せ先

施設概要・交通案内

搬入スケジュール

ブース装飾工事

設備工事

展示・実演

食品の取扱

裸火・火気・危険物品

各種サービス

集客・広報活動

通関手続・輸出入

通関手続・輸出入

50

5. 所轄保健所から
出展者への
注意事項



- (1) 食品取扱届について（全出展者のご提出必須）
- 試飲・試食、食品サンプル配布の有無に関わらず「食品取扱届」を（株）昭栄美術にご提出ください。（株）昭栄美術より、まとめて所轄保健所に申請します。（本章1項「食品の取扱」フロー参照）
- ※ 食品取扱届および試飲・飲食についての解釈、シンク等の設備要件の判断は、事前に「2. お問合せ先一覧」（P.3）の（株）昭栄美術にお問合せください。
- (2) 安全・安心のための対応
- 出展者は下記の事項を遵守するとともに、関係諸法令・規則・条例等を厳守し、安全・安心な展示会の開催・運営を行うものとします。
- ① 食中毒の予防
 - ② 適切な原産地表示、アレルギー物質表示
 - ③ 遺伝子組み換え食品の場合、安全性審査を受けていること
 - ④ 残留農薬、残留抗生物質、残留成長ホルモン、不認可食品添加物の混入防止
 - ⑤ BSE、鳥インフルエンザの混入防止
 - ⑥ その他、食品衛生法、JAS 法による品質表示、外食の原産地表示ガイドライン（農水省）、アレルギー特定原材料表示義務（厚労省）、農薬取締法、飼料安全法、薬事法、牛肉トレーサビリティ法（農水省）、特定家畜伝染病防疫指針（農水省）に違反するものの展示・提供は一切禁止します。
- (3) 自主衛生管理
- 自主衛生管理表を使用し、ブース内の衛生管理（自主検査）を励行してください。
- (4) 喫食場所
- 必要に応じてブース内に喫食場所を設置するようにしてください。
- 喫食場所には汚液および汚臭の漏れないふた付き廃棄物容器を設置し、適正に管理してください。
- (5) 食品の取扱
- 試飲・試食の際には、以下の事項に注意してください。
- ① 未包装食品は、埃よけの天幕を取り付けるなどの処置を施したうえで衛生的に取扱ってください。
 - ② 包装された製品を試飲・試食に提供する際には、品質表示を確認のうえ提供してください。
 - ③ 試飲・試食に提供する量に見合った食材または製品の仕入れを行ってください。
 - ④ 原材料、製品、器具および包装容器を衛生的に管理してください。
 - ⑤ 原材料、中間製品は適切な温度管理を行い、長時間の保管をしないでください。
 - ⑥ 包装容器には清潔な資材を用いてください。
 - ⑦ 原材料には下処理済の中間製品を使用するようにしてください。
 - ⑧ 試飲・試食の際、ブース内に手洗い（36cm X28cm:型式L－5）および消毒装置（薬用石けん等）を必ず設置してください。基本的にスプレーのみの消毒は認められません。
 - ⑨ 万が一の事故発生に備え、食品仕入れ先を把握してください。
 - ⑩ 下痢等、健康状態のすぐれない方は調理行為に従事しないでください。

6. 酒類の取扱いに関する注意事項

7. よくあるお問合せ

(6) 調理における注意事項

- ① 調理する場所には、来場者が誤って手が触れないように囲いを作ってください。
裸火（火気）や電気フライヤー等の発熱機を実演のため使用する場合は、周囲の可燃物を除去するとともに来場者に火傷などの危害をおよぼさないよう防護措置を施してください（例：耐火ボード、耐火ガラスでの皮膜）。
- ② 調理をともなう試飲・試食（C-1、C-2）に際し、裸火（ガスコンロ、カセットバーナー、フライヤー、電熱器等）の使用や危険物（油類、発火性の高いスプレー等）の持込みがある場合は別途消防署への申請が必要です。
- ③ 電子レンジやホットプレート等は裸火（火気）扱いにはなりませんが、調理の際に使うサラダ油・動物性油等は危険物になります。別途消防署への申請が必要です。
※消防署への申請について P.53 の「9. 裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み」を参照ください。

酒類の試飲およびサンプル提供においての注意事項

酒類の試飲に関しては未成年者飲酒禁止法、道路交通法を遵守し、十分な配慮のうえ実施してください。

- ① 日本では、「未成年者飲酒禁止法」によって、20 歳未満の飲酒が禁じられています。
酒類を扱う者が、未成年者が飲むことを知って酒類を供与した場合、罰則の対象となります。
- ② 日本では、「道路交通法第 65 条（酒気帯び運転等の禁止）」によって、車両等を運転するおそれがある者に対し、酒類の提供、飲酒をすすめることは罰則の対象となります。

Q. 「食品取扱届」は必ず提出する必要がありますか？

A. 全出展者が提出する必要があります。

Q. 「食品取扱届」の記入方法を教えてください。

A. (株) 昭栄美術に直接お問合せください。

Q. 食品取扱および試飲・飲食についての解釈、シンク等の必要な設備がわかりません。教えてください。

A. (株) 昭栄美術に直接お問合せください。

Q. 数社で共同出展する場合はどのように届出ればよいですか？

A. 提出書類は出展申込窓口会社・団体がまとめて提出してください。記入欄が足りない場合は必要事項を一覧表にしてメールにてお送りください。

【送付先】(株) 昭栄美術 foodex@shoei-bijutsu.co.jp

Q. 手続きを広告代理店に任せてもよいですか。

A. 記入は広告代理店でも構いません。

Q. 「食品取扱届」を提出すれば製品を販売できますか？

A. 本展示会では、営利・金銭収入を目的とした販売行為を禁止しています。

ステージ
ルール

お問
合せ
先

施設
概要
案内

搬入
搬出
ルール

ブース
装飾
工事

設備
工事

展示
・実
演

食品
の取
扱

裸火・
火気・
危険
物品

各種
サー
ビス

集客
・広
報活
動

通輸
関入
手続
・続
き

1. 裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込みフロー



全出展者 提出必須書類

使用の有無に関わらず提出ください

●裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み許可申請書

本申請書は出展者専用ページに掲載しています。

提出先：（株）昭栄美術

提出期限：2022 年 1 月 14 日（金）

※なお、感染症対策のための消毒用アルコールのみ申請は不要です。

裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込みはありますか？

※裸火（火気）、危険物品についての定義はP.54をご覧ください。

あり

裸火の使用

危険物品の持ち込み

なし

「裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み許可申請書」の「裸火の使用、危険物品の持ち込みなし」にチェックし、（株）昭栄美術へ提出

「裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み許可申請書」および下記申請に必要な添付書類①②③を（株）昭栄美術へ提出

許可申請に必要な添付書類

- ①実演機器のカタログ 1 部（使用製品に○印をつける）
- ②危険物品安全データシート（SDS） 1 部
- ③ブース内図面 1 部 ※図面に下記内容を記入ください。
 - ・裸火・危険物品の使用位置
 - ・裸火と可燃物との離隔距離
 - ・危険物品、裸火を使用する実演機器の固定方法
 - ・ガス漏れ警報器の位置
 - ・消火器（10 号）の位置

※上記以外に実演内容（方法）の詳細資料等をご提出いただく場合があります。

事務局より管轄消防署へ

裸火（火気）・危険物品の持ち込み許可を申請

消防署への申請は、出展者単位ではなく、展示会として事務局で一括で申請します。
1 社の変更や遅延が全体の規制に関わりますので、提出期限厳守で申請ください。



2. 裸火（火気）・危険物品の定義

「幕張メッセ展示場内」においては、火災予防条例により以下行為が禁止されています。（消防法による禁止行為）

- (1) 裸火（火気）の使用
- (2) 危険物品の持込み

※ 展示場内の喫煙も禁止しています。

（１）裸火とは（電気を熱源とする器具を含む）

裸火の種類

a 裸火となるもの

- ・ 気体燃料、液体燃料、固体燃料を使用するもの
- ・ 電気を熱源とし、以下のいずれかに該当するもの
 - 赤熱した発熱部が外部に露出したもの（電気コンロ、電気ストーブ、電熱器等）
 - 外部に露出した発熱部で可燃物に触れた場合、着火するおそれのあるもの（400℃以上）

b 裸火とならないもの

- ・ 直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備機器（FF 式など）
- ・ 電気を熱源とし発熱部が外部に露出していないもの（ホットプレート、電磁調理器、電気フライヤー、オーブン、ヘアドライヤー等）

c 下記の器具類も（株）昭栄美術へ提出の事前申請に加え、管轄消防申請用紙による正式申請が必要になります

- ・ 固体燃料を使用する炉
- ・ 据付面積が 1m² 以上の炉
- ・ 排気取入口が下方に排気する厨房設備
- ・ 厨房設備（ブース内厨房設備の最大消費熱量の合計が 120kW 未満のもの除く）
- ・ 温風暖房機（風道を使用しないもので、最大消費熱量の合計が 70kW 未満は除く）
- ・ ボイラー（最大消費熱量の合計が 70kW 未満は除く）
- ・ サウナ設備
- ・ 給湯湯沸設備（最大消費熱量の合計が 70kW 未満は除く。ただし、冷温水等を供給する配管が同一系統である機器のうち、同期運転できる場合は 1 つの設備とみなす）
- ・ 火花を生じる設備機器
- ・ 放電加工機

（２）危険物品とは

a 消防法別表第 1 で定める危険物

第 1 石油類（引火点 21℃未満のもの）	ガソリン・ベンジン・シンナー
第 2 石油類（引火点 21 ～ 70℃未満のもの）	灯油・軽油・洗浄油・テレピン油 リチウムイオン電池の電解液
第 3 石油類（引火点 70 ～ 200℃未満のもの）	重油・マシン油・潤滑油等
第 4 石油類（引火点 200℃以上のもの）	ギヤー油・シリンダー油・タービン油、作動油等
アルコール類	<u>アルコール</u>
動植物油類	ヤシ油・ナタネ油・ヒマシ油等
引火性固体	ラッカーパテ

※ 切削油については水溶性を使用してください。

b その他危険物品

- ・ 火災予防条例で定める指定可燃物（可燃性固体類または可燃性液体類）
 - ↳ パラフィン、ローソク類、プラスチック原料等
- ・ 一般高圧ガス保安規則で定める可燃性ガス
 - ↳ プロパン、アセチレン、水素等
- ・ 火薬取締法に掲げる火薬類及びがん具用煙火
 - ↳ 火薬、爆薬、火工品等

スタ
ケ
シ
ユ
ー
ル
ム

お
問
合
せ
先

施
設
概
要
・
交
通
案
内

ス
ケ
ジ
ユ
ー
ル
入
出

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
（
火
気
）
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
輸
関
出
手
入
続
き

3. 裸火（火気）および危険物品の使用手続き



裸火（火気）および危険物品の使用については、会場内で使用することが禁止されています。ただし、以下の条件を満たす事により使用が可能となります。

（１）事前申請

「裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み許可申請書」および許可申請に必要な添付書類を（株）昭栄美術に提出してください。

※追加申請はできませんので、指定期日までに必ず提出してください。

※水素および液化ガスでない可燃性ガスを使用、または、火花が 10cm 超の飛散範囲となる場合は、開催初日の 1 か月前までに、消防署への許可申請が必須となります。使用が想定される出展者は、事前に（株）昭栄美術に直接ご相談ください。

※裸火（火気）、危険物品を使用しない出展者についても、「裸火の使用、危険物品の持ち込みなし」に☑して必ず申請書を提出してください。

※状況により、裸火（火気）、危険物品の使用をご遠慮いただく場合がございますのであらかじめご了承ください。

（２）消火器の設置義務

消火器（能力 3 単位 10 型以上）をブース内に必ず設置してください。（所轄の火災予防条例より）

（３）消防検査時の立会い

会期前日、「裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込み許可申請書」にもとづき、管轄消防署による検査が行われます。検査時に以下の場合、許可申請が承認されず、会場での裸火（火気）の使用および危険物品の持ち込みができません。

※出展者不在である（出展者による立会い・申請内容説明が必要です）。

※申請された裸火（火気）・危険物品の準備ができてない。

（４）その他

※出展製品の実演に必要な最小限度のものに限り、事前申請をし、管轄消防署の承認を受けた後、会場内への持ち込み・実演が可能となります。

※申請を行っても不適切な処置があった場合は、承認されません。

※事前申請を行わず、裸火（火気）・危険物品を使用していた場合は、ただちに使用を中止していただきます。

※出展規定第 26 条に則り、出展者または出展者との雇用、請負、業務委託などの協力関係にある者が本展示会に関わり発生した火災等の事故、事象により展示会来場者を含む第三者に負わせた損害の一切は出展者に賠償いただきます。詳細は出展規定第 26 条をご覧ください。

4. 裸火（火気）に関する展示規定

(1) 裸火（火気）使用時の可燃性物品との離隔距離

裸火（ガス・液体・気体・固体・電気などの熱源を発するもの）に該当する展示機器を実演する場合、幕張メッセの防災指針に基づいて、機器側方・後方 500cm 以内に可燃物を置かないでください。

※やむを得ず離隔距離が取れない場合は、可燃性の物品と裸火に該当する機器との間に特定不燃材料の壁を自立で設置するようにしてください。消防署と対応策を協議し、使用可能かどうかを確認します。

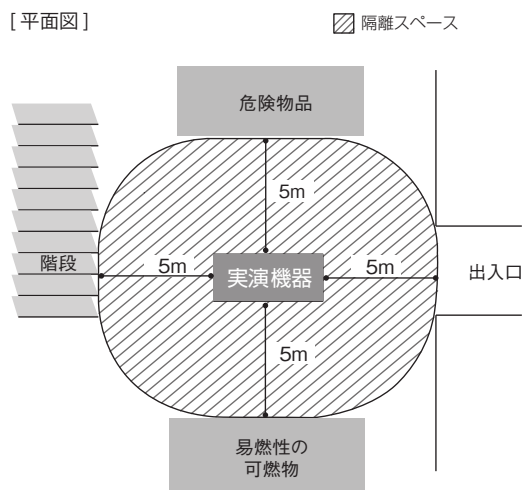
可とされない場合、追加の安全対策を指示される場合があります。

※火炎の長さと幅について

・火炎の幅と長さはそれぞれ 20cm 以内。21cm 以上の火炎は不可となります。

※注意 適正な離隔距離を確保した場合でも、来場者の安全管理には十分注意してください。消防署の指導に基づき来場者に危険をおよぼす可能性があると判断した場合は、適正な安全措置をとっていただきます。

階段、出入口、危険物品、易燃性の可燃物との隔離距離（水平距離5m）



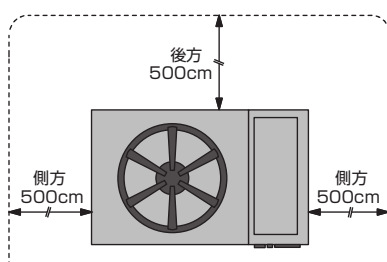
(2) ガスコンロの設置規定

① 火気使用器具の機器側方・後方 500cm 以内に可燃物を置かないでください（図 A 参照）。

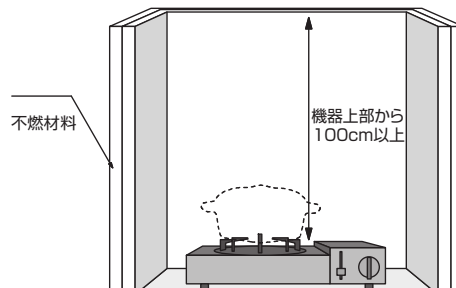
② 側方・後方 500cm が取れない場合、不燃材料 2 枚貼りで区画してください（図 B 参照）。その場合、間仕切り壁等と密着させないようにしてください。

※不燃材料以外の方法もありますが、その場合は「特定不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分」とする必要があります。

(図A)



(図B)



ステージ
シールド

お問
合せ
先

施
設
概
要
・
交
通
案
内

ス
ケ
ー
ル
入
出
シ
ュ
ー
ル

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
・
火
気
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

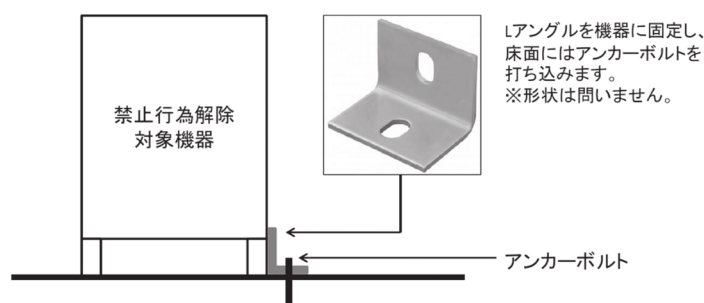
通
輸
関
手
続
・
入
手
続
き

(3) 裸火（火気）使用時の転倒防止について（東日本大震災以降に強化された項目）

禁止行為解除対象機器に関して、地震動、その他の振動・衝撃により容易に転倒しないよう、必ず固定措置を講じてください。

ビンやボトル容器に対しても、容易に転倒しないように底面を粘着テープで固定するなどの対策を施してください。消防署から固定が不十分と判断された場合は、追加の固定措置を命ぜられます。Lアングル・アンカーボルト等で、4点固定等確実な固定をしてください。

（例）Lアングルによる固定方法



(4) 本展における裸火（火気）使用時の遵守事項

- ① 同一形式の火気器具は、1点のみとします。
- ② 気体燃料の消費量は、1機種につき 58kW(49,000kcal) /h 以下とし、必ずガス漏れ警報器を設置してください。
- ③ 固体燃料の消費量は、1日につき木炭 15kg、れん炭 10kg、その他 5kg 以下とします。
- ④ 液体燃料（灯油など）の使用は、禁止します。
- ⑤ ローソク、キャンドルランプの使用は、原則禁止します。
- ⑥ 裸火使用箇所は、危険物品・その他可燃性の可燃物および非常口などの避難施設から水平距離で 5m 以上離してください。
- ⑦ フライヤーなど煮沸器具を使用する場合、または来場者に面して熱源がある場合、来場者にやけどなどの危害をおよばないよう保護措置を講じてください。
- ⑧ 試食などのためにフライヤーを使用する場合は、出展者の出展製品（機械）以外は電気式としてください。
- ⑨ 火花が発生する器具の場合は、床に敷物などを使用しないでください。
- ⑩ 使用場所までのガス配管は、金属管とし、継手はネジ、フランジまたは溶接とし、床面に固定してください。
- ⑪ 粉末消火器（能力 3 単位 10 型以上）を必ず備え、かつ表示をしてください（危険物用との兼用可）。
- ⑫ 金属などを加温するためにバーナ、トーチランプを使用する場合は、開場時間外とし、いかなる理由でも開場時間中の使用、展示ホール内への持ち込み・保管は禁止します。
- ⑬ 裸火を使用する機器は、転倒防止のため固定してください。
- ⑭ 火炎の幅と長さはそれぞれ 20cm 以内。21cm 以上の火炎は不可となります。
- ⑮ 火花は飛散しないように、不燃物で囲ってください。
- ⑯ 可燃物が転倒または落下するおそれのない場所としてください。
- ⑰ 台上で実演するものは、台についても耐震固定をしてください。

5. 危険物品 に関する 展示規定

- ⑱ 実演機器の下面は不燃材料にしてください（台上で実演する場合、台上に不燃ボードを敷くか不燃材料で造られた机の上で実演してください）。
- ⑲ 火薬類の使用は禁止します。
- ⑳ ホール内総量規制により、申請される機器の使用が制限されることがあります。

本展における危険物品持ち込み時の遵守事項

- ① 危険物品は、非常口などの避難施設から水平距離 6m(危険物品の持ち込み量が多いときは 10m) 以上離してください。
- ② 危険物品は、火気使用場所から水平距離で 5m 以上離してください（特定不燃材料で防火上有効に遮断するなどの安全措置を講じた場合を除く）。
- ③ 危険物品の持ち込みは、実演に必要な最小限の量で、1 日の使用分のみとします。
- ④ 燃料等の補給は、開場時間内には行わないでください。
- ⑤ 危険物品は、侵潤・揮発などで引火・着火の危険がないよう厳重に保管してください。
- ⑥ 危険物・指定可燃物の煮沸行為における油量は、機器等のカタログで定めた適量以下とします。
- ⑦ 展示のみに持ち込む危険物容器は、空き缶とします。
- ⑧ 展示・陳列用の車両の燃料は、必要最小限にしてください。
- ⑨ 接触、混合発火する恐れがある危険物は、同一の場所で取扱わないでください。
- ⑩ 空き缶、残油は必ず持ち帰り、出展ブース内には置かないでください。
- ⑪ 可燃性蒸気の発生が著しい機器を使用する場合は、当該蒸気を屋外の安全な場所に排出する設備を設けてください。
- ⑫ 危険物品をブース内に持ち込んだ場合には、必ず粉末消火器（能力 3 単位 10 型以上）を備えかつ表示してください（裸火用との兼用可）。
- ⑬ 不燃性ガス（窒素ガス、支燃性・毒性ガス、ヘリウムガス、支燃性ガスなど）を使用するために、高圧ガスボンベを会場内に持ち込む場合は、十分に注意してください。
- ⑭ 機械本体と別になっている油槽は、法規制の対象となるので、管轄消防署の水張・水圧検査を受けた油槽を使用してください。
- ⑮ 液体を使用するものは、機器の耐震固定をするとともに漏えい時の処理材等を準備してください。
- ⑯ 保管は密栓し、他の物品と隔離してください。
- ⑰ 総量規制により、申請された量について持ち込み量の制限をさせていただくことがあります。
- ⑱ その他、持ち込む危険物品により①～⑰以外の対応が必要になることがあります。
- ⑲ リチウムイオン電池に関して
基本的に実演を行ない稼働がある場合は禁止行為の解除承認申請が必要になります。稼働がなく、電池が密閉されている場合は申請が不要です。
また、常時携帯できるもの（スマートフォンなど）は申請の対象外となります。
＊稼働がない場合はなるべくリチウムイオン電池を持ち込まない様お願いいたします。

スタ
ケ
ジ
ュ
ー
ル

お
問
合
せ
先

施
設
概
要
・
交
通
案
内

ス
タ
ゲ
ジ
ュ
ー
ル

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
・
火
気
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
輸
関
手
入
続
き

1. 出展者ヘルプデスク

出展準備に際してご不明な点は、「お問合せ先一覧（P.3～4）」にある企業に直接お問合せください。

準備全般で不明な点がある場合、またお問合せ先がわからない場合は「出展者ヘルプデスク」にお問合せください。

＜お問合せ例＞・基礎ブース、装飾規定について

- ・図面データがほしい
- ・各種備品について（入門証、出展者バッジ、車両証など）
- ・提出書類の書き方・期日など
- ・問合せ先がわからない ほか

■日本能率協会 出展者ヘルプデスク（株式会社ケイ・スリー・クリエーション）

TEL：03（6809）1635

e-mail: helpdesk@k3c.co.jp

9：30～18：00（土・日・祝日を除く）

※年末年始休業日：2021年12月29日（水）～2022年1月4日（火）

※電話の際は、最初に「展示会名」をお伝えください。

※メールの際は、件名に「展示会名」を入力してください。

2. 食券



幕張新都心内の主なレストラン、ホテルで利用できる食券を販売します。

必要な出展者は、「食券購入申込書」にて提出期限までに**（株）幕張メッセ**にお申込みください。申込書が（株）幕張メッセに到着した後、請求書を送付しますので、お支払い期日までに下記の銀行口座にお振込みください。入金の確認が出来次第、食券と代金預り証兼精算依頼書を発送します。会期終了後、未使用分は精算します。精算方法は納品書を確認してください。正規の領収証は精算終了後に発送します。

食券（税込）	1,000円綴り（250円券×3枚＋100円券×2枚＋50円券×1枚）
振込先	千葉銀行 本店 普通預金 3128841 口座名：（株）幕張メッセ

3. ブース内清掃



搬入最終日と会期中のブース内清掃をご希望の場合は、**出展者専用ページ**から提出期限までに**千葉県ビルメンテナンス協同組合**にお申込みください。

期間	清掃料金（税込）
3月7日（月）～3月10日（木）4日間	3,080円／1ブース

①清掃は床面のみとなります。

②施工装飾資材の廃棄物処理は含まれておりませんので、必ず自社にてお持ち帰りください。

4. 通訳・受付・アシスタント派遣

会期中の通訳・受付・アシスタントについて、事務局指定会社ではありませんが、「2. お問合せ先一覧（P.4）」にて関連企業を紹介しておりますので、直接お問合せください。人材手配の関係上、会期1カ月前までを目安に手配してください。

5. 展示期間中の保険の手配

出展者の第三者に対する賠償、展示物、出展者従業員に対する補償について、事務局では責任を負いかねます。各自保険加入の手配をお願いします。

事務局では展示会用保険の取扱い会社を紹介しています。詳細は「2. お問合せ先一覧（P.4）」に記載されている**AIG パートナース（株）**に直接お問合せください。

WEB申込み

スタジオ
スケジュール

お問合せ先

施設概要・
交通案内

搬入スケジュール

ブース装飾工事

設備工事

展示・実演

食品の取扱

裸火(火気)
危険物品

各種サービス

集客・広報活動

輸出入・通関手続き

- ## 変更・取消

- 輸出入・通関手続き

(5) その他

不明点は、「2. お問合せ先一覧（P.3）」記載の（株）JTB グローバルマーケティング&トラベルに直接お問合せください。（お電話、FAX での申込、変更、取消は承っておりません。）

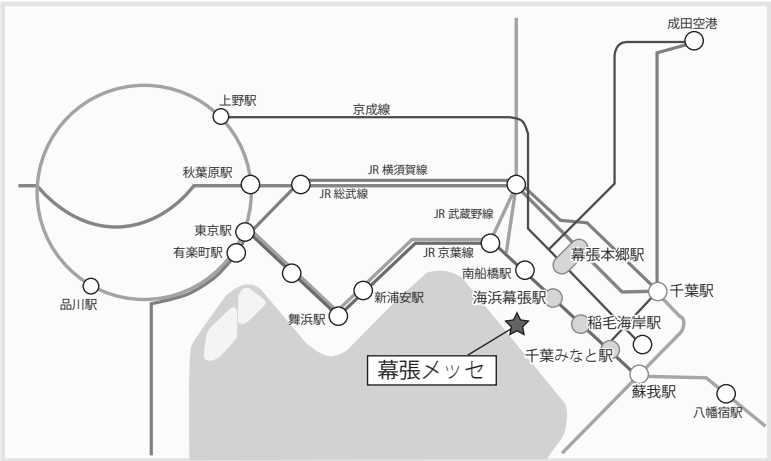
重要なお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、宿泊問合せ先（（株）JTB グローバルマーケティング&トラベル）は、当面の間、原則として在宅勤務での対応となります。電話での対応は承れない旨、ご了承ください。メールでのお問合せをお願い致します。

Email アドレス : foodex@gmt.jtb.jp

営業時間：10:00 ～ 16:30（土・日・祝を除く）

ホテルマップ



7. 搬入・会期中のお弁当サービス(有料)



8. 会場内ストックルームの貸出し(有料)

※FOODEXは1社
2ストックまで



搬入中・会期中のお弁当サービスを希望される出展者は、「出展者専用ページ」に掲載されている案内・申込書をご確認いただき、「2. お問合せ先一覧 (P.4)」の「お弁当予約」に記載されている企業に直接お申込みください。不明な点がございましたら、「2. お問合せ先一覧 (P.4)」記載企業に直接お問合せください。

会期中、会場内に展示物の梱包材、製品パンフレット等を仮置できるストックルーム(有料)を設置します。利用をご希望の場合は、公式ホームページ内「出展者専用ページ」の「**会場内ストックルーム申込**」より、**1月14日(金)**までにお申込みください。

■ ストックルームの概要

1ルームのスペース	4.0m ² (間口、奥行のサイズは設置場所によって変わります)
利用料金	110,000円(税込)／1ルーム

仕 様	システムブース仕様(ドア・鍵付き)
利用期間	2022年3月7日(月)～11日(金)16:30

利用規定	● ストックルームは出展者の責任において管理してください。 ● 盗難事故について、事務局は一切責任を負いません。 ● 休憩所・喫煙所・展示スペース等としての利用はできません。 ● ストックルームの設置場所は事務局が決定します。 ● 2ストック以上お申込みの場合もドアは1箇所になります。 ● スチール棚等の備品については、各社負担となります。 ● 鍵は3月7日(月)13:00～事務局にてお渡しします。 3月11日(金)17:00までに事務局へご返却ください。
------	--

※出展申込み時にお申込みいただいた出展者は、再度、提出する必要はありません。

スタ
ケ
ジ
ユ
ー
ル
ム

お
問
合
せ
先

施
設
概
要
・
交
通
案
内

搬
入
出
庫
シ
ュ
ー
ル

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
・
火
気
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
関
手
続
・
入
出
手
続
き

9. 宅急便・宅配便受付カウンター

会期中、会場内に宅急便・宅配便受付カウンターを設置します（有料）。

	ヤマト宅急便	佐川急便	ゆうパック (代行:ベストロジコム横浜)
受付カウンター設置日時	3月8日(火)～3月10日(木) 15:00～17:20 ※各日1カ所 3月11日(金) 15:00～	3月11日(金) 16:00～	3月11日(金) 15:00～
受付カウンター場所	3社で 合計6カ所程度設置(予定) 詳細は主催者より配信するメール、会場内で配布するデイリーインフォメーションでご案内します		
取扱①	着払いのみ	着払い・元払い(売掛用)	元払いのみ
取扱②	常温、クール便	常温、クール便	常温
重量/サイズ	≪常温1梱包≫ 重量:30kg以下でかつ、サイズ:三方辺200cm以下のみお預かりします ※宅急便のサイズが上記サイズまで拡大しました。 ※ヤマト便は廃止になります。 ≪クール便1梱包≫ 重量:15kg以下でかつ、サイズ:三方辺120cm以下のみお預かりします	≪常温1梱包≫ 重量:40kg以下でかつ、サイズ:三方辺260cm以下のみお預かりします ≪クール便1梱包≫ 重量:20kg以下でかつ、サイズ:三方辺140cm以下のみお預かりします (但し、一人で持てない荷物は、チャーター便となります)	≪1梱包≫ 重量:25kg以上 サイズ:三方辺170cm以上の場合、西濃運輸で配送します
宅配便伝票	主催事務局控室で配付	主催事務局控室で配付	3月11日(金)15:00～ 宅配便受付カウンターで配布
お荷物の発送日	お預かりした荷物は 全て3/12(土)以降の発送手配 となります。		お預かりした荷物は 全て3/14(月)以降の発送手配 となります。
梱包	お荷物は輸送上問題のないように出展者様において梱包願います。梱包不備のお荷物は荷受をお断りする場合がございます。破損等が発生しても責任を負いかねますので、ご承知おきください。(外装異常のない破損荷物は補償いたしかねますので、 厳重な梱包をお願いいたします) 梱包材料のご用意はありませんので、ご出展者様においてご用意ください。		

10. 出展者サービスセンター

搬入期間中および会期中、会場内に「出展者サービスセンター」を設置します。

サービス内容／協力会社	装飾・レンタル備品／(株)昭栄美術 電気／飯田電機工業(株) 水道・ガス・エアー／(株)ヤマザキ工業 冷蔵・冷凍庫／日豊機工(株)、(株)コスモ企画、(株)サクラバ工業 消耗品等(紙コップ、手袋、氷、ミネラルウォーター等)／(株)カトーパック
場所	2・5・7ホール 入口付近
設置期間	3月5日(土) 13:00～17:00 3月6日(日)～11日(金) 9:00～17:00(最終日のみ16:30まで)

11. 消耗品・衛生品・ミネラルウォーター・氷・ドライアイス等の販売



会期中、「出展者サービスセンター」において、紙コップ・紙皿・スプーン・フォーク等の消耗品、アルコールスプレー・手袋などの衛生品、ならびにミネラルウォーター・氷・ドライアイスの販売をします。

ご希望の場合は、**2月16日(水)**までに、**出展者専用ページ**もしくは「**2. お問合せ先一覧**」(P.3)に記載の**(株)カトーパックの Web サイト**からお申込みください。(会期中も購入可能です)

12. 女子更衣室

会期中、女子更衣室を設置します。以下の注意事項を厳守のうえ、ご利用ください。

利用期間	3月8日(火)～10日(木)	8:00～18:00
	3月11日(金)(最終日)	8:00～17:00

※設置場所は、別途ご案内します。

<利用上の諸注意>

- ①忘れ物、盗難事故防止のため、個人の所持品を室内に放置しないでください。
- ②所持品は各ブース内で保管するか、有料ロッカーをご利用ください。
- ③盗難事故の責任は事務局では一切負いません。
- ④ゴミは各自で片付けてください。
- ⑤**室内は禁煙です。**
- ⑥上記時間以外は利用できません。

13. 外貨両替

会場内に1か所設置予定ですが、量に限りがあるので近隣のホテルや銀行をご利用ください。

スタ
ゲ
ジ
ュ
ー
ル
ム

お
問
合
せ
先

施
設
概
要
・
交
通
案
内

ス
タ
ゲ
ジ
ュ
ー
ル
ム

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
・
火
気
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
関
手
続
・
出
入
手
続
き

1. 招待状



16歳未満の方
(同伴者がいる場合も不可)



カートでの入場



撮影



ペット連れ



サンプル目的

本展示会は、商談のための専門展示会です。業界関係者以外の方、16歳未満の方、お子様連れの方の入場はお断りします。なお、「招待状」(FOODEX)には通し番号をつけ配付先を管理しております。

(1) 「招待状、専用封筒」について (FOODEX)

出展各社には1ブースにつき100セットの「招待状、専用封筒」を事務局より無料で提供します。

※「招待状」の取扱いについてのお願い

本展の招待状は、通し番号をつけ配付先を管理させていただいております。

送付先は業界関係者ですか？もう一度ご確認ください。

近年、不正取引業者やインターネットオークションへの流出が見受けられます。

事務局では発見次第取扱中止の手続きをとっておりますが、出展各社におかれましても取扱いに十分ご注意願います。

【来場者動員用】出展者専用 URL 配付サービス

本展来場者が貴社専用の招待 URL を経由して来場事前登録ができるシステムです。

展示会会期前の潜在来場者へのアプローチ、プロモーションに活用ください。

※本サービスは、1月上旬利用開始を予定しています。

〔利用方法〕

- ① 出展者専用ページから、貴社専用事前登録 URL を入手します。
- ② 貴社ホームページやメールマガジンに「FOODEX JAPAN／事前登録はこちら」のようなテキストやボタンをつけ、リンク先を貴社専用事前登録 URL に設定します。
- ③ 上記テキストやボタンをクリックして、貴社で招待の方が来場事前登録することができます。

(2) 「招待状、専用封筒」について (食肉産業展)

別途、食肉産業展事務局からのご案内をご参照ください。

(3) 入場登録について

1枚の招待状につき1名み事前登録が可能です。入場には事前登録が必要となりますのでご注意ください。

「招待状」「【来場者動員用】出展者専用 URL」(FOODEX)	
お持ちの方	お持ちでない方
事前登録することで、「来場者バッジ」を発行いたします。	「当日券」を会場で10,000円(税込)で購入、登録所にて名刺2枚を添付し、「来場者バッジ」(1日のみ有効)に引き換え。

(4) 「招待状、専用封筒」の追加販売 (FOODEX)

規定以上の「招待状、専用封筒」をご希望の場合、50部セット

27,500円(税込)で販売します。ご希望の場合は「追加招待状／ポスター申込書」にて事務局にお申込みください。



提出書類

2. ポスターの追加発送



ポスターの追加発送を無料で承ります（国内出展者のみ）。
ご希望の場合は 2 月 10 日（木）までに「追加招待状／ポスター申込書」にて事務局にお申込みください。

3. 事務局 / 出展者 VIP 招待状

FOODEX のみ

事務局ならびに出展者が招待する国内外の食関連企業、団体の経営者・代表・役員等は VIP となります。出展各社には 1 ブースにつき 10 枚の VIP 招待状を事務局より無料で提供いたします。
＜VIP 特典＞ 専用ラウンジ使用、無料クローク等

4. 来場者バッジ

出展者の皆様にスムーズな商談を行っていただくため、来場者には業種別に色分けした来場者バッジをつけていただきます。別添の「バッジカラーサンプル」をご覧ください。
（「バッジカラーサンプル」は「出展者専用ページ」でもご覧いただけます。）

5. 出展者専用ページ

会期前から会期終了後を通じて、“見込顧客の情報獲得” “プロモーション強化” “出展準備のサポート” をする目的で、「出展者専用ページ」を全出展者にご利用いただきます。
出展者には 11 月中旬より、出展申込書の「出展担当者」宛にメールにて個別の ID・パスワードをお知らせしています。
※ ID・パスワードをお忘れの場合は、「出展者ヘルプデスク（P.4）」までお問合せください。

＜出展者専用ページで提供するサービス＞

- バーチャル展示会システム（出展企業・製品検索特設サイト）
- 事前アポイント商談会申込
- 各種資料ダウンロード（会場図面、搬入出車両証）
- 各種申込（スマート装飾プラン（パッケージブース）、宿泊予約、JITBOX チャーター）
- その他、本展に関する情報の提供

お問合せ先：出展者ヘルプデスク

TEL：03（6809）1635 ※ 9：30～18：00（土・日・祝日を除く）

e-mail: helpdesk@k3c.co.jp

6. バーチャル展示会システム（出展企業・製品検索特設サイト）

各出展者専用ページから入力いただいた「出展者情報」「製品情報」をもとに、バーチャル展示会（出展企業・製品検索特設サイト）に情報が掲載されます。開催期間前より来場予定者に対して情報発信を行うことで、より多くのビジネスチャンスが期待できます。
バーチャル展示会システムにアクセスしたバイヤーから問合せが入った際は各出展企業のご担当者メールアドレス宛に自動通知メールが送信されます。また、貴社の製品情報ページを閲覧されたバイヤーの名刺情報を CSV で抽出できます。バーチャル展示会システムの詳細は出展者専用ページをご覧ください。

スタ
グ
ジ
ユ
ー
ル
ム

お
問
合
せ
先

施
設
概
要
・
交
通
案
内

ス
タ
グ
ジ
ユ
ー
ル
ム

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
気
・
火
災
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
輸
関
手
入
続
き

7. 出展者セミナー



展示だけではPRしきれない製品情報やレシピ提案などを発表する場として、セミナールームを提供します（有料）。貴社製品のプレゼンテーションにお役立てください。公式ホームページ内「出展者専用ページ」より、**1月14日（金）**までにお申込みください。

8. 新製品ひろば



出展者の新製品の発表を支援するために、会場2階中央モールに「新製品ひろば」を設置します（ケース数限定・先着順・無料）。新製品発表の場として積極的にご活用ください。参加対象商品は2020年12月～2021年6月の間に発売予定の新製品に限定します。公式ホームページ内「出展者専用ページ」より、**1月14日（金）**までにお申込みください。

9. 事前アポイント 商談会エントリー



事前アポイントエントリー制による商談会を行います。出展者1社につき国内10社・海外5社までエントリー可能です。エントリー希望の場合は、公式ホームページ内「出展者専用ページ」より**1月11日（火）**までにお申込みください。（出展製品情報の入力・提出が必須になります。また、事前審査の結果、商談そのものが設定できない場合があります。ご了承ください）

10. 各種有料広告 のご案内



展示会出展に合わせ相乗効果を高める各種広告プランを用意しました（有料）。公式ホームページ内「出展者専用ページ」より、**1月14日（金）**までにお申込みください。

(1) 会場案内図掲載広告

「FOODEX JAPAN 2022 会場案内図」に広告を掲載します。

(2) ホームページバナー広告

「FOODEX JAPAN 公式ホームページ」の日本語トップページにバナー広告を掲載します。

(3) 外装広告（FOODEXのみ）

会場周辺および会場内に広告を設置します。貴社ブースへの来場者の誘導に効果的です。

(4) 歩道広告（FOODEXのみ）

海浜幕張駅から会場への歩道に広告を掲載します。

11. 出展者プレスリリース配布

事務局では、報道関係者の取材を促すためにプレスルームを設置し、出展者からのプレスリリースを閲覧できるコーナーを設けます。会期中、プレスルーム内にプレスリリースの設置を希望される出展者は、下記の要領で納品ください。

お問合せの際は、事務局へご連絡ください。

設置期間	3月8日（火）～11日（金） 9：30～17：00（最終日は16：30まで）
場 所	国際会議場

(1) 利用方法

- ①搬入最終日の3月7日（月）13:00～16:00の間にプレスルーム（会議棟3階）へ直接納品してください。
- ②会期終了後、プレスリリースは事務局にて処分します。引き取りを希望される場合は納品時にお申出いただき、3月11日（金）16:30までにプレスルームへお越しください。

(2) プレスリリース体裁

- ① A4 サイズ・肩とじ（3 ページ程度）を基本様式とします。
 - ② プレスリリースは1社につき1種類とします。ラックへの設置は1フェイスです。
 - ③ 部数は30部で用意ください。
 - ④ 出展製品に関するものに限り、記載内容や掲載する写真・仕様図についての規定はありません。
 - ⑤ 作成されるリリースには、出展者連絡先を必ず明記してください。
- ※不明な点は出展者ヘルプデスク（「2. お問合せ先一覧」(P.4)）にお問合せください。

プレスリリース見本

※このプレスリリースは FOODEX JAPAN 事務局が見本として作成した架空の内容であり、実在の団体・製品との関係はありません。

A4 サイズ
3枚程度
縦向き

報道関係各位
プレスリリース
2022年3月8日

プレスリリースを发表する目的を

能率食品株式会社
広報部

内容の大幅な改訂を
見出しを付けます

能率食品(株)、2022年度より健康志向食品分野へ商品展開！
メタボリック症候群配慮チョコレート菓子『メタボショコラ』を4月より販売開始、
FOODEX JAPAN 2022 にて新製品を発表

リード文は、
集約を絞って
簡潔に！

能率食品株式会社(本社:東京都千代田区)は、従来の菓子製造のノウハウを活かし、2021 年より健康志向食品分野へ進出いたします。
第一弾は、メタボリック症候群に配慮した低コレステロール・低カロリーのチョコレートです。新製品『メタボショコラ』を4月より販売いたします。当社従来の顧客層とは異なる中高年をターゲットに、“健康志向”“高品質”“こだわりの素材”をテーマとし、特に男性への需要喚起と新規ユーザーの獲得を意図しています。
第二弾では、デトックスやストレスケアをキーワードとした冷凍菓子を、夏季商戦に合わせ販売する予定です。

【製品詳細】
・大人気の素材とフレーバーにこだわった8種を発売。
「オレンジピール」
・「ラングー」を配合し、オレンジピール特有の香りを引き立たせました。
「カシス」
・「フリーズドライのカシス」を使用した、甘酸っぱいフレーバーの香る一品です。
「ピスタチオ」
・「ピスタチオ」を配合し、“アルコールに合うチョコレート”を開発しました。
・原料には、食物繊維(ファイバー)を配合し、最後は栄養食品「××」から、
コレステロール値を80%カット、カロリーは80%まで低減！
・パッケージには、オフィスでも違和感のない暖色系のシムルなデザインを採用。
・内容量 15g、個別包装 小売価格 210 円
・4月1日より全国一斉販売。

ブースへ動員する
PRや展示内容

【FOODEX JAPAN 2022 出展情報】 0 ホール(小売部××××)
・新製品について関係者・関係者へご案内します。
・8 種の食べ比べのできる試食コーナーも設置！
・「出展者セミナー」にて、製品の製造工程・分析値の
詳細を発表予定(8月10日 15:00～)。

※記事掲載時には、見本誌(1部)をご送付ください。
※製品写真やテキストデータがご入用な場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

詳細はホームページにて公開中 <http://www.××××××××>

問い合わせ先は
下記に！

問い合わせ先
能率食品株式会社
〒105-8522 東京都港区芝公園×××
TEL: 03-×××× FAX: 03-××××
E-MAIL: ×××××××××× 担当: ■■■●●

プレスリリースは1部につき1枚に最大10枚の製品写真・イラストを添付するもの
が基本です

スタ
グ
シ
ユ
ー
ル
ム

お
問
合
せ
先

施
設
概
要
・
交
通
案
内

搬
入
シ
ュ
ー
ル

ブ
ー
ス
装
飾
工
事

設
備
工
事

展
示
・
実
演

食
品
の
取
扱

裸
火
・
火
気
・
危
険
物
品

各
種
サ
ー
ビ
ス

集
客
・
広
報
活
動

通
輸
入
手
続
き

輸出入・通関手続きは出展者の責任において行ってください。事務局では輸送手続きや貨物追跡等の代行は行っておりません。ご不明な点は、「2. お問合せ先一覧」(P.4) の「輸出入・通関手続き」の7社にお問合せください。

1. 日本国内で消費する輸入物品

海外からの輸入物品を会場内に持ち込む場合は、所定の輸入・通関手続きを行ってください。一時輸入物品以外のすべての物品（展示会場での配布、試飲・試食に使用する食品や飲料、使用後に廃棄する消耗品、展示会終了後に譲渡、売却、廃棄する物品など）は通常の輸入通関手続きを行わなければ出展することができません。

2. 展示のための一時輸入物品

(1) 展示等申告による一時輸入

事務局では展示会期中会場の保税展示場許可申請をしますが、保税展示場の許可を得られた場合に、税関申告を行うことにより保税扱いで展示装飾物および必要備品を会場に持ち込むことができます。保税扱いで会場に持ち込むことのできる展示装飾物および必要備品とは、展示のために一時的に日本に持ち込む物品のみを指し、定められた期限内に必ず自国に持ち帰らなければなりません。**食品・飲料は保税対象外となりますのでご注意ください。**

(2) ATA カルネによる一時輸入

- ① ATA カルネとは ATA 条約に基づいて発給される通関手帳です。ATA 条約とは報道・放送用機材や見本市・博覧会への出品物、商品見本などを定められた期間内の再輸出を条件に一時的に免税扱いで輸入できる通関手続きの簡素化をめざした条約です。
- ② 展示のみのために外国貨物を一時的に持ち込む場合は、それぞれの国の ATA カルネを使用して持ち込み、展示会終了後には必ず自国に持ち帰ってください。
- ③ ATA カルネにより展示装飾物等の外国貨物を日本国内に持ち込む出展者は、「2. お問合せ先一覧」(P.4) の輸出入・通関手続きの8社まで直接お問合せください。

3. 輸入貨物に関する諸注意

- 海外からの出展物および展示装飾物、必要備品の日本への発送、通関、保管、会場での受取りまでに発生する費用ならびに発送物に対する保険料はすべて出展者の負担となります。
- 通関、輸送のトラブルに対処するために、日本到着後に貨物を取扱う通関業者および輸送会社、代理店等の連絡先を把握しておいてください。
- 会場内で自社担当者が受取可能な時間帯に配達完了するように手配をしてください。
- 日本能率協会内の FOODEX JAPAN 事務局あてに貨物をお送りいただいてもお受取りはできません。幕張メッセ内の FOODEX JAPAN 事務局においても貨物のお預かりはできません。

